

特定事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	東京都豊島区東池袋3-1-1				
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	株式会社ファミリーマート 代表取締役 上田 隼二				
特定事業者の主たる業種	小売業(コンビニエンス事業)				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第2号及び第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成20年 4月 ~ 平成 23 年 3月				
基本方針	平成19年度を基準に、平成22年度の1店舗あたりの温室効果ガスを4.2%以上削減する。				
推進体制	社会・環境推進部指導の下、建設施設部、関西第1ディストリクトと連動し平成19年度を基準とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001			
	適用範囲	事務所・店舗			
	取得年月日	平成10年3月29日			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	平成20~22年度	店舗	新設店、改装店への省エネルギー設備の導入、店舗運営面での省エネの取組みを実施する。		
	平成20~22年度	事務所	ディストリクトの環境マネジメントプログラムの実施により電気使用量の削減の取組みを実施する。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)	
	A 事業所等排出区分	5,890.0 t	6,303.4 t	7.0 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	5,890.0 t	6,303.4 t	7.0 %	
目標設定の考え方	店舗、事務所とも増加するので、店舗運営面での省エネの取組み新設店、改装店における省エネ設備の導入促進を図る。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)
	店舗	二酸化炭素換算 店舗数	58.600 トン	56.150 トン	-4.2 %
		二酸化炭素換算 ( )			%
		二酸化炭素換算 ( )			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	店舗数原単位に、4.2%以上の削減を目指す。				
地球温暖化対策貢献量	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等	(二酸化炭素換算)		
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	市内産の木材の利用	(利用量)	m <sup>3</sup>	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t	
削減量等合計				t	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭募金にて、森林保護活動を支援する。</li> <li>・温暖化対策キャンペーン商品の販内、地産地消商品を販売する。</li> <li>・環境省主催のライトダウンキャンペーンに参加する。</li> </ul>				
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全社的には、店舗の二酸化炭素排出量を平成19年度対比で平成24年度までに1店舗あたり7%削減する。</li> <li>・年2回以上、事務所、店舗周辺にて大規模な清掃活動を実施する。</li> <li>・2008年度より環境省自主参加型排出量取引制度に参加。</li> </ul>				

注1 該当する口には、レ印を記入してください。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは本市の区域内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を本市の区域内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の本市の区域内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(製造品出荷額、延床面積、走行距離等)を記入してください。

5 「地球温暖化対策に資する社会貢献活動」には、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献や地域における環境教育の実践活動など、地球温暖化対策や環境負荷の低減につながる活動を記入してください。

6 「特記事項」には、1990年を基準とした排出量の対比や、温室効果ガス排出量の算定に当たって独自の係数を使用した場合など、説明を要する事項について記入してください。